

IMO 第 78 回会合海洋環境保護委員会 (MEPC 78)

気候変動対策以外の主な審議予定事項

(1) 地中海における燃料油中硫黄分濃度の規制強化

今次会合では、欧州諸国及び地中海沿岸諸国からの提案を受け、地中海沿岸地域の環境改善のため、地中海を硫酸化物に係る排出規制海域に指定することについて審議が行われます。

MEPC での審議及び関連条約の改正を経て、地中海が硫酸化物に係る排出規制海域に指定されると、同海域において使用する燃料油中の硫黄分濃度は 0.10%以下に規制されることとなります。

(2) 船舶からの海洋プラスチックごみ対策関係

海洋プラスチックごみは、国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、船舶からのプラスチックごみの投棄は、海洋汚染防止条約附属書 V の規則により全面禁止されていますが、規制の実効性を強化するため、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物記録簿備え付け義務の対象拡大や漁具の海洋投棄対策の検討等が行われています。

今次会合では、廃棄物記録簿備え付け義務の対象を総トン数 100 トン以上の国際航海に従事する全ての船舶に拡大するための同条約附属書 V の改正案の承認、漁具の海洋投棄対策として漁具に所有者を示すマーキングを求めること等について審議が行われます。

(3) 船舶バラスト水規制管理条約関係

2017 年 9 月に発効した船舶バラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水※に含まれる外来生物の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対してバラスト水処理装置の搭載等が義務付けられています。条約の発効から当面の間は、条約の履行状況を把握し、条約の見直しに生かすための経験蓄積期間とされています。

今次会合では、条約の見直しに関する今後の検討の進め方、水質に問題のある港湾においてバラスト水処理装置による水処理が困難な場合の運用方法等について審議が行われます。

※バラスト水：船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

(4) 排出ガス洗浄装置に関するルールの調和

船舶の排出ガスに含まれる硫黄酸化物（SOx）による健康被害を防ぐため、多くの外航船舶が排出ガス洗浄装置（EGCS）を使用しています。その一方で、排出ガスの洗浄に使用された「排水」が海洋環境に与える悪影響を懸念して、排水の排出を禁止している国もあります。

これまでは、各国がばらばらに排水規制の必要性の判断を行ってきました。今次会合では、こうした判断の方法を世界的に統一することを目的として、EGCSの排水が海洋環境に与える影響の評価方法を定めるガイドラインについて審議が行われます。

以 上